

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人常盤会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事・監事・評議員をいう。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、日当 2,063 円を支給する。

なお、3 時間を超えて業務を行う場合は、4,126 円を支給する。

(評議員会の出席報酬等)

第4条 評議員及び理事長、理事、監事、が評議員会に出席したときは、日当 2,063 円を支給する。なお、3 時間を超えて業務を行う場合は、4,126 円を支給する。

(役員等の勤務報酬等)

第5条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は、日当 2,063 円を支給する。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は、日当 2,063 円を支給する。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあつた場合は、日当 2,063 円を支給する。

4 3 時間を超えて業務にあつた場合は、4,126 円を支給する。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会に出席したときは、日当 2,063 円を支給する。

2 監事が評議委員会に出席したときは、日当 2,063 円を支給する。

2 監事が法人及び施設運営状況の指導または監査の業務にあつた場合は、日当 2,063 円を支給する。なお、3 時間を超えて業務をおこなう場合は、4,126 円を支給する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の承認を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年 5月 1日より適用する。

附 則

平成29年 6月 14日

一部改正